



環境省報道発表

令和 7 年 4 月 18 日（金）

令和 6 年度瀬戸内海における各種環境調査の結果について

1. 環境省では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、毎年関係府県と連携して、自然環境海浜保全地区の指定状況や埋立て、海砂利採取に関する調査を実施しています。
2. 今般、令和 6 年度の調査結果を取りまとめましたのでお知らせします。
3. 今後も、これらの調査を定期的実施し、瀬戸内海の海洋環境の保全状況等を把握することで、同法の適正な運用に努めてまいります。

【添付資料】

- ・ 別紙 1 瀬戸内海の範囲と調査対象府県
- ・ 別紙 2 自然海浜保全地区の指定状況等調査
- ・ 別紙 3 埋立状況調査
- ・ 別紙 4 海砂利採取状況等調査

※ 添付資料は以下の URL から参照してください。

https://www.env.go.jp/press/press_04759.html

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局海洋環境課
海域環境管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8319
室 長：西川 絢子
海域環境対策推進官：工藤 里恵
室長補佐：森川 政人
室長補佐：平田 弘成
担 当：山崎 聡平

■ 背景

環境省では、瀬戸内海環境保全特別措置法第 19 条の 4 に基づき、同法の適正な運用のため、水質やその他環境の状況を把握するための調査を実施しています。

■ 調査概要

(1) 対象範囲

瀬戸内海環境保全特別措置法第 2 条第 1 項に基づく瀬戸内海の範囲（別紙 1）

(2) 対象府県

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県

(3) 対象項目

- ① 自然海浜保全地区の指定状況、自然海浜保全地区内における行為の届出等の状況
- ② 埋立免許・承認面積、未利用地の状況
- ③ 海砂利採取の状況、海砂利採取の規制の状況

■ 調査結果概要

(1) 自然海浜保全地区の指定状況等調査

瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 13 の規定に基づき、関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

- ① 水際線付近又はその水深がおおむね 20 メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）
- ② 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの

に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができます。

また、同法第 12 条の 14 によって、関係府県は条例により、自然海浜保全地区において工作物の新築等の行為をしようとする者に必要な届出をさせ、当該届出をした者に対して自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のため必要な勧告又は助言をすることができます。

今般、令和 6 年 12 月末時点での自然海浜保全地区の指定状況を調査した結果、自然海浜保全地区は合計 91 地区が指定されており、令和 6 年 1 月から同年 12 月末までの期間における自然海浜保全地区の新たな指定又は廃止はありませんでした。また、令和 6 年 1 月から同年 12 月末までの同地区内における行為の届出、勧告・助言の件数を調査した結果、行為の届出は 2 件でした。詳細は別紙 2 を御覧ください。

（２）埋立状況調査

公有水面埋立法に基づく埋立ての免許又は承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する同条第 2 項の基本方針（以下、「基本方針」という）に沿って、環境保全に十分配慮するものとされています。

今般、令和 5 年 11 月 2 日から令和 6 年 11 月 1 日までの期間における埋立免許・承認面積を調査した結果、合計 52.1ha でした。なお、1 ha 以上の案件については、基本方針に沿って環境保全に十分配慮されたものとなっていることを各府県において確認した上で、埋立ての免許又は承認が行われていました。

また、瀬戸内海の埋立て後、長期間にわたって利用されていない未利用地について、未利用地の活用がされないまま新たに埋め立てられないことがないようにすることが重要です。そのため、環境省では、現状把握のための調査を実施するとともに、地方公共団体に情報提供をしています。

今般、令和 6 年 12 月時点の未利用地の状況を調査した結果、その面積は、合計 150.3ha でした。

詳細は別紙 3 を御覧ください。

（３）海砂利採取状況等調査

令和 4 年 2 月に変更された瀬戸内海環境保全基本計画では、海砂利の採取は、河口閉塞対策等を除き、原則として行わないものとしています。

今般、令和 5 年度の海砂利の採取実績量、令和 6（2024）年度の海砂利の採取認可量を調査した結果、令和 5 年度の海砂利の採取実績量は合計で 17 千 m^3 、令和 6 年度の海砂利の採取認可量は 25 千 m^3 であり、いずれも採取の目的は河口閉塞対策でした。海砂利採取の規制の状況を含め、詳細は別紙 4 を御覧ください。

以 上

瀬戸内海の範囲



<調査対象府県>

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

自然海浜保全地区の指定状況及び自然海浜保全地区内における行為の届出等の状況

府県名 事項	大 阪	兵 庫	和歌山	岡 山	広 島	山 口	徳 島	香 川	愛 媛	福 岡	大 分
条 例 名	大阪府自然海浜保全地区条例	環境の保全と創造に関する条例	和歌山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例	広島県自然海浜保全地区条例	山口県自然海浜保全地区条例	徳島県自然環境保全条例	香川県自然海浜保全条例	愛媛県自然海浜保全条例	福岡県自然海浜保全地区条例	大分県自然海浜保全地区条例
公 布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日
施 行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日
指 定 年 月 日 及 び 地 区 名	昭和58年11月21日 ・長松 ・小島	昭和56年3月24日 ・安乎 ・厚浜 昭和58年3月4日 ・久留麻	地区指定なし	昭和57年3月26日 ・北木島楠 ・北木島西の浦 ・西脇 ・宝伝 ・鉢島 昭和58年3月22日 ・沙美東 ・前泊 昭和59年3月27日 ・唐琴の浦	昭和55年8月1日 ・阿多田島長浦 ・佐木大野浦 ・七浦 昭和56年3月31日 ・干汐 ・大串 昭和56年9月22日 ・長浜 ・横山 昭和57年3月31日 ・大柿長浜 ・梶ノ鼻 ・高根 昭和58年3月31日 ・百島 ・大附 ・中小島 ・箱崎 ・グイビ 昭和59年3月31日 ・柄鎌瀬戸 昭和62年3月31日 ・恋が浜 平成2年3月31日 ・大浦崎 平成3年3月31日 ・須之浦	昭和58年3月15日 ・長浦 ・白浜 ・安岡 昭和58年7月5日 ・室津 ・小串 ・ならび松 ・犬嶋 昭和60年3月29日 ・刈尾	地区指定なし	昭和57年1月21日 ・小浦 ・鎌野 ・高尻 昭和57年10月1日 ・竹居 昭和58年3月29日 ・大浜 ・鴨越 昭和59年3月30日 ・小浜 ・古江 ・遠手浜 昭和59年11月13日 ・小部 ・鹿島 ・甲崎東 昭和60年5月28日 ・田井 ・千軒 昭和61年3月28日 ・仁老浜 昭和61年10月31日 ・松尾 平成元年3月31日 ・青木 平成2年3月20日 ・名部戸 平成2年11月6日 ・尾子 ・柚ヶ浜 平成4年3月27日 ・羽立 平成4年12月4日 ・室浜 平成5年11月24日 ・吉野崎	昭和56年4月14日 ・寒川海岸 ・津波島海岸 ・ねずみ島海岸 ・三机須賀の森海岸 ・白浦海岸 ・赤松海岸 昭和57年6月8日 ・盛五反田海岸 ・宗方海岸 ・肥海篠浜潮干狩場 ・高野川海岸 ・横ハエ海岸 ・田の浜海岸 昭和58年4月26日 ・余木崎海岸 ・戸坂海岸 ・出走海岸 ・灘町海岸 ・川之浜海岸 ・大久海岸 ・宮之串海岸 ・岩松川河口 ・元越海岸 昭和59年8月7日 ・沖浦海岸 ・塩成海岸	昭和57年3月6日 ・喜多久 ・三毛門 昭和62年12月24日 ・松江浦	昭和57年8月3日 ・富来浦 ・中越
指 定 地 区 数	2	3	－	8	19	8	－	23	23	3	2
行 為 の 届 出 数 及 び 行 為 の 種 類	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
勧 告 ・ 助 言 の 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 令和6年12月末現在(ただし、「行為の届出数及び行為の種類」及び「勧告・助言の件数」は令和6年1月から12月末までを集計)

埋立免許・承認面積の状況

(単位：ha)

年	大阪	兵庫	和歌山	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	大分	合計	累積
昭40	144.3	348.9	65.1	795.6	68.8	24.4	0.8	565.0	109.7	13.1	61.5	2,197.2	2,197.2
41	0.1	33.3	84.3	191.3	40.5	11.4	31.6	35.3	5.1	11.3	35.7	479.9	2,677.1
42	6.3	362.7	2.1	4.9	44.6	159.1	22.0	15.7	7.9	549.1	55.6	1,230.0	3,907.1
43	44.0	2.9	15.3	39.0	612.3	76.1	28.5	19.4	34.2	109.9	28.7	1,010.3	4,917.4
44	163.1	768.7	41.4	1,985.7	87.4	165.1	41.8	242.8	28.7	1.8	68.7	3,595.2	8,512.6
45	182.7	410.5	8.8	5.7	116.8	51.0	4.5	270.4	49.7	232.3	132.5	1,464.9	9,977.5
46～48	628.6	1,597.2	42.0	1,680.6	634.7	353.1	11.6	182.8	297.9	351.4	611.6	6,391.5	16,369.0
49	6.1	11.5	0.7	38.2	19.9	44.1	23.1	37.4	108.6	59.7	40.9	390.3	16,759.3
50	0.0	18.7	15.3	6.3	10.0	86.5	3.5	34.3	357.9	4.0	10.5	546.9	17,306.2
51	62.1	49.5	0.3	2.5	39.8	19.0	10.9	40.8	24.0	1.1	16.1	266.1	17,572.3
52	410.7	96.4	4.2	117.4	7.8	39.1	0.1	39.6	30.3	251.2	43.6	1,040.5	18,612.8
53	244.0	6.5	0.4	53.0	159.5	115.5	7.8	21.4	54.6	255.4	73.2	991.3	19,604.1
54	20.6	82.6	1.8	3.7	28.2	13.1	2.1	3.7	18.7	3.7	93.4	271.6	19,875.7
55	0.7	58.4	188.7	17.7	7.3	5.2	1.7	5.6	16.0	216.3	16.5	534.1	20,409.8
56	53.8	7.5	5.9	10.1	55.6	25.5	32.9	25.5	60.5	11.5	12.1	300.9	20,710.7
57	0.0	13.8	3.4	4.9	5.6	5.0	3.3	4.9	27.7	1.2	40.9	110.7	20,821.4
58	21.7	99.3	2.0	45.3	42.7	110.3	4.9	41.4	49.1	0.3	10.9	427.9	21,249.3
59	0.1	10.8	0.4	10.5	19.8	82.7	0.5	26.5	5.1	41.2	9.3	206.9	21,456.2
60	28.8	15.3	8.2	13.4	15.0	6.8	0.4	15.6	78.3	3.7	12.7	198.2	21,654.4
61	0.0	3.6	3.4	1.6	8.9	17.5	119.4	7.0	87.0	3.7	14.7	266.8	21,921.2
62	830.1	364.0	12.9	191.8	165.2	22.8	1.5	16.8	53.9	6.4	26.1	1,691.5	23,612.7
63	106.6	171.7	13.2	0.8	16.6	10.4	0.9	27.4	40.8	0.6	10.9	399.9	24,012.6
平元	202.7	39.5	49.0	9.5	12.3	9.5	23.3	1.9	17.3	5.2	9.1	379.3	24,391.9
2	0.4	26.2	5.5	1.6	25.2	54.1	18.6	26.4	57.3	8.2	41.7	265.2	24,657.1
3	0.0	11.9	43.7	0.0	45.9	8.7	0.6	11.4	10.2	9.0	32.3	173.7	24,830.8
4	1.1	16.2	0.0	2.2	71.9	9.2	0.6	25.8	7.6	1.2	12.0	147.8	24,978.6
5	0.2	22.4	9.7	54.8	33.1	41.1	1.4	29.8	16.6	0.0	35.2	244.3	25,222.9
6	0.0	16.1	11.8	22.5	101.9	15.1	2.2	35.8	18.0	221.2	17.4	462.0	25,684.9
7	0.0	100.0	46.0	0.6	18.1	73.1	119.2	10.8	11.7	164.8	21.4	565.7	26,250.6
8	11.3	17.0	7.5	6.7	165.3	30.8	35.0	3.5	33.9	0.0	4.7	315.7	26,566.3
9	1.0	9.4	0.9	4.8	7.3	309.3	0.7	5.7	101.7	0.0	21.5	462.3	27,028.6
10	0.9	302.7	1.6	7.5	48.7	3.7	0.0	15.9	21.3	4.3	58.7	465.3	27,493.9
11	688.4	274.9	0.0	1.6	4.9	4.1	0.0	7.0	5.0	6.2	23.9	1,016.0	28,509.9
12	0.4	6.0	0.0	1.1	2.7	63.9	0.3	23.3	40.3	2.0	6.3	146.3	28,656.2
13	225.5	0.0	0.0	3.4	1.6	39.3	99.7	2.6	20.6	0.0	5.5	398.2	29,054.4
14	0.0	3.5	0.0	0.8	0.1	4.6	3.3	3.5	15.0	0.0	4.4	35.2	29,089.6
15	0.0	35.8	1.0	0.0	0.7	2.7	0.0	0.9	1.2	0.3	6.9	49.5	29,139.1
16	0.0	1.9	0.0	0.8	4.8	2.5	0.2	0.2	23.2	3.5	6.8	43.9	29,183.0
17	-	0.4	0.5	0.6	1.8	35.1	17.9	0.1	8.0	0.2	11.9	76.5	29,259.5
18	0.0	0.4	0.2	0.0	1.4	0.0	0.0	10.6	2.8	0.0	2.4	17.8	29,277.3
19	-	2.1	-	25.8	0.1	1.4	1.6	0.0	2.0	-	4.6	37.6	29,314.9
20	-	0.5	-	46.2	6.1	15.2	3.1	20.1	3.1	-	0.1	94.4	29,409.3
21	-	0.5	0.1	-	6.8	0.3	-	0.1	3.2	-	3.9	14.9	29,424.2
22	-	1.8	-	2.1	1.1	21.5	-	-	6.1	0.1	0.7	33.4	29,457.6
23	-	3.4	0.4	0.0	-	0.1	12.7	1.1	-	0.4	0.3	18.4	29,476.0
24	-	-	0.4	-	-	-	0.0	-	0.2	-	1.2	1.8	29,477.8
25	63.3	-	0.0	-	3.3	-	-	0.1	1.0	0.5	0.2	68.4	29,546.2
26	-	-	0.9	-	1.9	33.0	-	0.3	0.6	0.0	1.3	38.0	29,584.2
27	-	-	-	0.2	0.1	0.4	-	0.2	0.2	-	-	1.1	29,585.3
28	-	0.1	-	-	-	13.0	0.0	4.2	6.1	38.4	-	61.8	29,647.1
29	-	-	-	-	-	1.5	13.8	-	-	249.6	0.3	265.2	29,912.3
30	-	131.0	0.7	-	2.5	-	-	0.0	0.6	-	0.1	134.9	30,047.2
令元	-	1.6	-	-	-	1.7	-	1.0	1.0	-	0.1	5.4	30,052.6
2	-	2.0	-	-	1.3	-	0.5	-	1.0	-	1.0	5.8	30,058.4
3	-	-	-	-	0.8	0.6	-	1.9	-	-	0.3	3.6	30,062.0
4	-	-	-	-	0.9	-	-	0.2	-	-	0.7	1.8	30,063.8
5	-	-	0.0	-	-	-	11.6	2.7	18.4	-	3.0	35.7	30,099.5
6	-	23.5	0.0	-	0.6	-	1.0	-	1.3	20.5	5.2	52.1	30,151.6
昭49～令6	2,980.5	2,060.4	440.7	710.0	1,175.1	1,399.0	580.3	595.0	1,469.0	1,595.6	776.9	13,782.5	

注) 1. 昭和40年～45年の各年の数値は、1月1日から12月31日までの合計
2. 昭和46年～48年は、昭和46年1月1日から昭和48年11月1日までの合計
3. 昭和49年以降の各年の数値は、前年の11月2日から11月1日までの合計
4. 面積について、「0.0」は0.05ha未満の埋立てであること、「-」は埋立てがないことを示す。
5. 合計の欄は四捨五入の関係で一致しない場合がある。
6. 過去に既に埋立免許・承認されている土地について、再度免許・承認がなされた場合については、重複して計上している。

埋立未利用地の状況（令和6年12月時点）

	件数	面積（ha）
大阪府	0	－
兵庫県	0	－
和歌山県	1	94.6
岡山県	3	28.6
広島県	2	13.6
山口県	0	－
香川県	0	－
徳島県	0	－
愛媛県	0	－
福岡県	1	13.5
大分県	0	－
合計	7	150.3

※1 以下の条件に該当する土地を埋立未利用地としている。
瀬戸内海において公有水面埋立法に基づき埋立竣工された、次のいずれかに該当する面積1 ha以上の土地

- 1) 埋立地の竣工から現在に至るまで、一度も利用されていない土地
（埋立竣工後10年以上が経過した場合に限る）
- 2) 埋立地の竣工後、本来の利用目的に関する工事に着手したが、工事が中断されている土地
- 3) 埋立地が本来の利用目的に沿って利用されていたが、現在、利用されていない土地
（企業の撤退等に伴う遊休地化 等）

※2 瀬戸内海関係府県への照会の結果をとりまとめたものである。府県により把握の方法等が異なる。

瀬戸内海における海砂利採取状況調査

1. 海砂利採取の規制状況及び規制の根拠

A. 海砂利採取の規制状況

- ①何らかの規定等を踏まえ、砂利採取法の採取計画を認可していない。
 ②特段根拠となるものはないが、砂利採取法の採取計画を認可していない。
 ③採取計画を認可しているが、削減に向けた措置を適用している。
 ④過去から採取実績がないため、特段の規制をしていない。

B. 砂利採取法の採取計画を認可しない根拠としている規定等（Aで①を回答した府県）

- ①瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画
 ②その他の条例

	A. 規制状況	B. 根拠規定
大阪府	④	—
兵庫県	①	② 兵庫県漁業調整規則(R2.12 施行)第 43 条に基づき、県内の海砂利採取可能海域の全てを土砂採取禁止区域に設定。
和歌山県	④	—
岡山県	①	② 岡山県普通海域管理条例、岡山県普通海域占用等許可事務取扱要領(H10.10 施行)に基づき、平成 15 年 4 月より販売を目的とした海砂利採取を禁止。
広島県	②	② 「海砂利採取に関する基本方針(S52.6 制定)」において「過去3か年間に県内海域において海砂利採取許可を受けた実績を有するものであること」を条件とした。(H10.2 月悪質な違反を犯した全業者の資格剥奪。資格要件を満たすものが存在しなくなり事実上全面禁止。)
山口県	①	② 「一般海域の利用に関する条例」の許可基準である「一般海域における土石採取許可の取扱いについて」(H10.6.1 施行)により新規参入禁止。(H19.8.1 操業していた 1 社が操業区域を変更したため、瀬戸内海での海砂利採取はなくなった。)
香川県	①	② 「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から採取禁止。
徳島県	②	— 昭和 53 年 12 月以降、「砂利採取法」による海砂利の採取計画を認可していない。
愛媛県	①	① 「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」(H14.7 策定 ※1)に基づき、平成 18 年度より採取禁止。
福岡県	①	② 福岡県一般海域管理条例、福岡県一般海域管理運用要綱(H13.4 施行)に基づき採取禁止。
大分県	①	① 「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」(H20.6 策定 ※2)に基づき平成 20 年6月以降は原則禁止。

※1 令和 5 年 11 月に変更された現行計画においても、採取禁止としている。

※2 令和 5 年 10 月に変更された現行計画においても、原則採取禁止としている。

2. 海砂利の採取実績量及び採取認可量

(単位：千m³)

年度	H18d	H19d	H20d	H21d	H22d	H23d	H24d	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	242	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	4	24	45	27	20	15	17	28	37	39	40	27	19	30	27	26	14	17	25

※1 令和5年度までは採取実績量、令和6年度は採取認可量を示す。

※2 範囲は、瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項で定める瀬戸内海とする。

※3 国や県の事業による航路浚渫に伴う海砂利採取については実績量に含めない。